

山梨県小菅村と東京農業大学との連携協力に関する協定書

平成18年10月20日

(目的)

第1条 この協定は、山梨県小菅村と東京農業大学が包括的な連携のもとに、多摩川源流大学構想の実現のため、人材育成、地域再生、源流の里づくり等様々な分野において、相互に協力することを目的とする。

山梨県北都留郡小菅村4698番地

小菅村長

(協力事項)

第2条 両者は、次の事項について協力する。

- (1) 源流域の再生のための連携事業
- (2) 源流学の構築と源流文化発展のための連携事業
- (3) 人材育成のための連携事業
- (4) 源流の里づくりのための連携事業
- (5) その他両者が協議して必要と認める連携事業

(有効期間)

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、本協定書の有効期間満了日の3ヶ月前までに、山梨県小菅村と東京農業大学のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

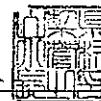
東京都世田谷区桜丘1丁目1番1号

東京農業大学学長

(その他)

第4条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の細目その他の事項について、山梨県小菅村と東京農業大学が協議をして別に定めるものとする。

廣瀬文夫



大澤貴夫



本協定の証として本協定書を2通作成し、署名捺印のうえ、各自その1通を所持する。